

保険第三分野の相互参入に伴うルール整備の概要

1. 経緯

- (1) 医療・傷害保険など、生命保険と損害保険の中間に位置づけられる第三分野への生・損保会社による相互参入については、日米保険協議の合意を踏まえ、本年1月より激変緩和措置を解除。これを受けて、既に子会社による相互参入を実施。
- (2) また、本体による相互参入についても、所要の契約者保護ルールを早急に整備し、本年7月に実施予定。

2. ルール整備の概要

- (1) 保険第三分野への標準責任準備金制度の導入
 保険会社の健全性維持の観点から、現在第一分野で導入されている標準責任準備金制度（監督当局が、保険会社の健全性維持の観点から必要と判断する責任準備金の水準を定める制度）を第三分野にも導入する。
- (2) 損害保険契約者保護機構による補償対象契約の拡大
 損保会社において新たに販売される生保系第三分野商品を、損害保険契約者保護機構の補償対象契約に加える。
- (3) その他、契約者保護の観点から所要の規定整備を行う。

